

大田区景観計画(案)区民意見公募手続き(パブリックコメント)の実施結果について

1 意見提出期間

平成25年5月13日から同年5月31日まで

2 意見の提出件数

提出者数(延べ) 7名 【内訳】FAX 1件 メール 3件 その他3件
 提出意見数 29件

3 提出された意見の要旨と区の考え方

番号	分野	意見の要旨	区の考え方
1	景観特性	「第2章 1)大田区の成り立ち」で、昭和以降の空港臨海部の拡張や土地利用についての記述を更に充実させるべきではないか。	全体のバランスを踏まえて、記載について検討してまいります。
2	景観形成	景観形成を誘導していく各拠点からの連続性を踏まえて面的な景観形成を進めてもらいたい。	景観まちづくりにおいて、連続性や面的な景観形成も重要な視点と認識しております。景観計画では、市街地類型、景観資源及び景観形成重点地区による3つの景観づくりを進めることにより、連続性や面的な景観形成にも配慮してまいります。
3	届出対象	土地利用の実態からすると届出対象規模が大きすぎる。市街地の実態に合わせて効果的なものにする必要があるのではないか。	大田区では、「東京都景観計画」において、届出対象外であった規模の建築物も届出対象として届出を求めることにより、これまで以上に景観誘導の機会を充実させてまいります。
4		「届出対象行為及び規模一覧」において、建築物についても煙突等と同様に高さの基準を設けるべきである。 【同趣旨意見1件あり】	建築物の届出対象規模は、市街地類型に応じて高さまたは延べ面積を組み合わせ、一定規模以上の建築物を建築する際には区への事前協議を義務付け、景観誘導を図ってまいります。
5	事前協議	景観形成基準に定める周辺の建築物群とのスカイラインの調和を図る為、協議に十分な時間を設けて、周辺住民や専門家の意見の反映できるようにしてもらいたい。	大田区景観条例では、景観法に基づく届出よりも60日または90日前に区への届出を義務づけ、事業者との一定の協議期間を確保しました。また、事業者との協議に際して、景観アドバイザーによる助言等を活用しながら良好な景観形成に努めてまいります。
6	景観形成基準	住民の生活環境を保全するため、実効性のある景観計画の策定を図るとともに、具体的な規制数値を明示すべきである。	景観のまちづくりを推進していくためには、区民や事業者等の理解と協力が不可欠であり、意識啓発や周知を徹底してまいります。なお、区内には様々な地域特性があることから、市街地類型、景観資源及び景観形成重点地区に応じた景観形成基準をきめ細かく設け、良好な景観形成を誘導してまいります。
7		景観形成基準の「工作物の建設等」にある電気通信事業者等への表記について、一部表記されていない箇所があるので、整合を図ってもらいたい。	ご意見を踏まえて検討してまいります。

番号	分野	意見の要旨	区の考え方
8	景観形成基準	鉄道敷き周辺の景観を維持するため、線路に隣接する敷地において建築物を建築する際は、高さに応じてセットバックするように指導すべきである。	各市街地類型の景観形成基準の中において、建築物の配置や公開空地に関する基準を設けることにより、鉄道敷きと周辺建築物を一体的なものとして景観への配慮を求めています。
9		水辺空間の景観形成において、ガラスについては色だけでなく素材についても検討してもらいたい。	ガラスにつきましては、色彩基準の考え方を基本としつつ、周辺との調和も踏まえて判断してまいります。
10	市街地類型	住環境向上市街地の特徴として羽田地区や池上地区が取り上げられているが、他の地域が記載されていないのはなぜか。	景観の特徴には、それぞれの市街地類型において特徴的な景観を有する地区を取り上げました。羽田はかつての漁師町としての風情が残り、池上は池上本門寺を中心として寺院の集積が見られるのが主な特徴といえます。
11	景観資源	文化財を活かした景観づくりにおいて配慮を要する対象範囲が小さい。対象範囲を広げてもらいたい。	大田区では多数の文化財を景観資源として位置づけました。なお、景観資源として位置づけた文化財には様々な規模のものがあるため、文化財に面する敷地において建築物を建築する際に届出を義務付け、景観上の配慮を事業者等に求めています。
12		海・水・緑と同様に「空」も景観上欠かせないものであり、「空」を自然景観資源の一つに加えてもらいたい。	景観計画では、景観形成基準において視覚として映し出されるものを対象としています。空港臨海部では飛行機など乗り物からの見え方を意識してもらうため、景観形成の方針の中でふれています。
13	景観形成重点地区	多摩川や臨海部のアサリや海苔再生などの自然景観資源を活かして観光客の誘致ラインをつくりあげてはどうか。	多摩川及び空港臨海部は、景観形成重点地区として位置づけ、自然景観を活かした景観形成を推進してまいります。また、「大田区都市計画マスタープラン」では、景観は区民の共有の財産として位置づけており、今後観光資源として活用していくことは重要な視点の一つと考えております。
14	景観重要公共施設	旧内川・六郷用水などの水路跡地の土地利用はどう考えているのか。また景観資源として位置づけてはどうか。	旧六郷用水路散策路は、景観重要公共施設として位置づけ、水と緑の景観形成を推進してまいります。また旧内川の一部は桜のプロムナードとして、沿道の特徴を活かした景観づくりを進めてまいります。
15		丸子川周辺の半分暗渠化され歩道設置している部分と全面暗渠となっている部分があるため、再整備して統一感のある景観にして欲しい。	丸子川は景観計画において周辺エリアを含め「国分寺崖線景観形成重点地区」の中に位置づけるとともに、景観重要公共施設に指定し、景観重要公共施設の整備に関する事項に基づき景観形成に努めてまいります。

番号	分野	意見の要旨	区の考え方
16	他の自治体との連携	多摩川景観形成重点地区については、対岸の川崎市と景観形成において連携して両岸で一体感のあるものにしてもらいたい。 【同趣旨意見1件あり】	大田区では、他団体と連携による景観まちづくりを推進するため、大田区景観条例において隣接区市との協議を定めています。今後、川崎市とも連携を図りながら、多摩川の良好な景観形成に努めてまいります。
17	他部署との連携	事業者の開発において、景観と同様に環境に対する配慮も記述してはどうか。	景観は様々な分野に関わることから、大田区景観計画ではみどりや環境、まちづくりなど個別分野の計画との連携を図ることにより、総合的な視点から景観まちづくりを推進してまいります。
18		区民・業者の視点に立って、景観、環境といった類似・重複するような内容の手続きを1つの窓口で対応できるようなワンストップサービスを実現できないか。	ワンストップサービスをはじめ区民や事業者の視点に立った手続きの簡素化は重要な視点であると認識しており、今後さらに検討してまいります。
19	区民との連携	まちづくり協議会に対して、景観計画をPRして積極的に働きかけてもらいたい。	地域のまちづくりの進捗を踏まえ、今後の機会を捉えて働きかけをしてまいります。
20	良好な景観形成の推進体制や仕組み	特別出張所単位でつくられる地区カルテとは、どのような情報でいつ頃に公開されるのか。	「地区カルテ」は、地区内の景観の特徴に関する情報を地図に表示したものです。現在、「地区カルテ」の策定を進めており、景観計画の施行に合わせて公表してまいります。
21		景観まちづくりのために、支援の仕組みを作ってもらいたい。 【同趣旨意見1件あり】	大田区では「地域力を生かした大田区まちづくり条例」において、まちづくり活動に対する各種支援事業を用意しています。また、景観計画では、景観資源の選定制度や表彰制度などの検討を進めています。
22		良好な景観への表彰制度について、景観向上の取り組み過程(努力する姿)も審査の対象に加えてもらいたい。	いただいたご意見も参考としながら、表彰制度の内容について、さらに検討してまいります。
23	その他	高度地区の高さ規制の早期実現をお願いしたい。	現在、景観計画の検討とは別に地域特性を踏まえた建物の高さなどのルールづくりに向けた調査・研究を進めているところであり、今後さらに考え方を整理してまいりたいと考えています。
24		電線・電柱について、区としてどのような方針や計画があるのか。	大田区では「東京都無電柱化方針」に基づき、東京都と連携を図りながら無電柱化の取り組みを推進してまいります。
25		景観を阻害するものとして、アパート前の自転車や自動販売機があるが、啓発策として町会の協力や回覧板などに呼びかけがあるのではないか。	ご意見として承ります。
26		私道について、区としてどの程度の公共性があると考えているのか。	私道の権原は所有者等に帰属し、管理は所有者等に委ねられています。